

新型コロナウイルス感染拡大防止協力金 F A Q

(令和2年12月28日午後10時から令和3年1月12日午前5時実施分)

<特にご注意いただきたい質問>

質問	更新	頁
Q 特 1. 対象区域内で複数の飲食店を運営していますが、全ての店舗で要請に協力しないと対象になりませんか。		1
Q 特 2. 申請に必要な宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」はどのようにして入手できますか。		1
Q 特 3. パソコンやスマートフォンを持っておらず、「新型コロナ対策実施中ポスター」申請を頼める人もいないのですがどうしたらよいですか。	○	2

質問	更新	頁
Q1. 協力金の申請方法について、教えてください。		3
Q2. 申請書はどこでもらえますか。		3
Q3. 申請書に必要な書類はありますか。		3
Q4. 協力金の支給要件を教えてください。		3
Q5. 本社は県外にありますが、協力金の対象となりますか。		4
Q6. 大企業や社団法人、財団法人、特定非営利活動法人(NPO法人)、個人事業主は、協力金の対象となりますか。		4
Q7. 協力金の金額を教えてください。		4
Q8. 申請できる施設(店舗)の数に上限はありますか		4
Q9. 協力金はいつ支給されますか。		4
Q10. 従前から酒類を提供していない飲食店は、協力金の対象となりますか。		4
Q11. 従前から酒類を提供していないカラオケ店は、協力金の対象となりますか。		4
Q12. 店舗内の一部のスペースのみ時短営業を行い、それ以外は通常営業していた場合、協力金の対象となりますか。		5
Q13. イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストアは、協力金の対象となりますか。		5

Q14. 時短営業要請の全期間について時短営業しないと協力金の対象となりませんか。		5
Q15. 時短営業せず休業した場合、協力金の対象となりますか。		5
Q16. 午後9時まで営業している店舗が午後8時までの時短営業をした場合、協力金の対象となりますか。		5
Q17. 午後10時を超えて営業している店舗が、午後10時から午前5時までの間、テイクアウトやデリバリーのみに切り替えて営業する場合、協力金の対象になりますか。		5
Q18. これまで酒類を提供している店舗が対象期間に酒類の提供を終日取り止め、午後10時までの時短営業をした場合、協力金の対象となりますか。		5
Q19. これまで酒類を提供している店舗が酒類の提供を終日取り止め、午後10時から午前5時までの間も営業を継続する場合、協力金の対象となりますか。		6
Q20. 午後10時を超えて酒類を提供している店舗が酒類の提供を午後10時までに短縮し、午後10時～午前5時までの間、酒類の提供を行わずに営業を継続する場合、協力金の対象となりますか。		6
Q21. 今回の時短要請以前より新型コロナウイルス感染症対策により、自主的に時短営業又は休業をしている場合は協力金の対象となりますか。		6
Q22. 対象区域内で複数店舗を運営していますが、店舗の数だけ協力金が支給されますか。		6
Q23. 店舗を新たにオープンしたばかりですが、時短営業した場合、協力金の対象となりますか。		6
Q24. 午後10時までの時短営業とは、具体的にどのような状態のことをいいますか。		6
Q25. 時短営業要請に応じて午後10時までの時短営業をすることとしましたが、あわせて開店時間も早めることにしました。営業時間の長さは従来と変わらない場合でも協力金の対象となりますか。(例：午後7時から午前0時⇒午後5時から午後10時など)		7

Q26. 飲食店営業許可証の有効期限が切れているが申請できますか。		7
Q27. 飲食店営業許可証の有効期限が切れており、現在更新申請中だが、申請できますか。		7
Q28. 営業にあたり風俗営業の許可も必要ですが、申請に許可証の添付は必要ですか。		7
Q29. 飲食店営業許可証、風俗営業許可証の名義人と協力金の申請者が異なりますが、申請できますか。		7
Q30. ひとつの施設（店舗）を共同経営しており、曜日・時間で屋号や業種を分けて営業していますが、それぞれ申請できますか。		7
Q31. 24時間営業の飲食店は、どうすれば協力金の対象となりますか。		7
Q32. 協力金申請にあたって宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」はいつまでに掲示が必要ですか		8

Q 特 1. 対象区域内で複数の飲食店を運営していますが、全ての店舗で要請に協力しないと対象になりませんか。

対象区域内の全対象店舗において要請に協力していただかなければ協力金を支給できません。1つでも要請に協力いただけない店舗がある場合は協力金の支給はできませんので、対象区域内の全対象店舗での時短営業に協力をお願いします。

新型コロナウイルス感染症の拡大防止という趣旨を踏まえ、対象区域内で複数店舗を運営している場合には、全ての店舗での時短営業にご協力をお願いします。

なお、対象区域外の店舗は要請対象外ですので、22時以降も営業していても協力金の申請に影響はありません。

Q 特 2. 申請に必要な宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」はどのようにして入手できますか。

ポスターの取得には、ポスターの利用規約への同意とチェックリストに定める感染防止対策を実施することが必要です。

具体的には、下記の宮城県ホームページより、利用規約を確認の上同意する旨、及び実施した感染防止対策についてチェックリストに入力し、電子申請を行うと、ポスターのデータをダウンロードできますので、印刷してご利用願います。

不明の点は、宮城県食と暮らしの安全推進課にお問い合わせ願います。

(022-211-2643, 平日午前9時から午後5時まで。年末年始の閉庁日を除く)

なお、ポスターの入手に時間がかかる等の理由から、要請期間開始までに、ポスターの掲示が間に合わなかった場合でも、協力金の申請は可能ですが、遅くとも、協力金の申請時点までに、掲示を行ってください。

ホームページ URL

<https://www.pref.miyagi.jp/soshiki/shoku-k/kansenboushisengen.html>



Q特3. パソコンやスマートフォンを持っておらず、「新型コロナ対策実施中ポスター」申請を頼める人もいないのですがどうしたらよいですか。

県の電子申請システムにより申請してもらうのが原則ですが、協力金の対象事業者については、電子申請システムと同じ内容の申込書を記入してもらい、対策の実施を確認した上で、A4サイズのを2枚渡していますので、下記の窓口までお越しになるか、郵送により県の食と暮らしの安全推進課宛て申込書を送付願います。

なお、郵送での申込みに必要な書類は、2月8日から仙台市各区役所及び総合支所に用意しています。

期間	会場
2月3日(水)～5日(金) 8日(月)～10日(水)	行政庁舎17階北側 労働委員会労働者控室
2月12日(金)	行政庁舎15階南側 企業局会議室

(窓口開設時間：平日の午前9時から午後5時まで)

Q1. 協力金の申請方法について、教えてください。

協力金の申請は、令和3年1月12日（火）から令和3年2月12日（金）まで仙台市で受け付けています。申請書類等の詳細は、[仙台市ホームページ（外部サイトへリンク）](#)をご確認いただくか、仙台市の専用ダイヤル（022-214-7325、平日午前9時から午後5時まで）までお問い合わせください。

Q2. 申請書はどこでもらえますか。

申請書については、[仙台市ホームページ（外部サイトへリンク）](#)からダウンロード可能なほか、申請書作成支援窓口（スマイルホテル仙台国分町3階もくれん）、区役所・総合支所の窓口、仙台市中小企業応援窓口（アエル7階仙台市産業振興事業団内、平日8時30分から午後5時15分まで）で配布しています。

Q3. 申請書に必要な書類は何ですか。

申請書類等の詳細は、[仙台市ホームページ（外部サイトへリンク）](#)をご確認ください。なお、不明な点は、仙台市の専用ダイヤル（022-214-7325、平日午前9時から午後5時まで。）までお問い合わせください。

- (1) 交付申請兼実績報告書
- (2) 時間短縮営業を行った店舗情報シート
- (3) 交付請求書
- (4) 飲食店営業許可書
- (5) 風俗営業等営業許可書
- (6) 【申請書に貼り付け】店舗の外観または内観写真
- (7) 【申請書に貼り付け】営業時間短縮の実施状況がわかるもの
- (8) 【申請書に貼り付け】宮城県発行の「新型コロナ対策実施中ポスター」を掲示している様子がわかる写真
- (9) 申請者（法人の場合は代表者）の本人確認書類の写し
- (10) 申請者（法人の場合は法人名義）の銀行口座通帳の写し

Q4. 協力金の支給要件を教えてください。

協力要請の対象区域及び対象施設（店舗）で、対象期間のすべての日において協力要請に全面的にご協力いただいた場合に支給対象となります。

【対象期間】 令和2年12月28日（月）午後10時から
令和3年 1月12日（火）午前 5時まで

【対象施設】 食品衛生法の営業許可を取得している以下の施設

①接待を伴う飲食店

※風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第1項第1号に該当する
営業を行う施設（店舗）

②酒類を提供する飲食店（カラオケ店等を含む）

【対象区域】 仙台市青葉区国分町2丁目及び同区一番町4丁目
(定禅寺通, 広瀬通, 東二番丁通, 晩翠通に囲まれた区域)

【要請内容】 午前5時から午後10時までの時間短縮営業
※以前から, 午前5時から午後10時までの時間の範囲内で営業している店舗は, 要請対象外

【その他】 ①営業に当たり, ガイドライン等を遵守し, 感染防止対策を徹底しており, 県の「新型コロナ対策実施中ポスター」を取得及び掲示等していること。
②対象施設(店舗)において, 営業に関する必要な許認可等を取得していること。

Q5. 本社は県外にありますが, 協力金の対象となりますか。

対象区域に対象施設(店舗)を有し, 感染防止対策を含め, 協力要請に全面的にご協力いただいた場合には, 対象となります。

Q6. 大企業や社団法人, 財団法人, 特定非営利活動法人(NPO法人), 個人事業主は, 協力金の対象となりますか。

酒類を提供する飲食店を運営するなど要件を満たせば, 協力金の対象となります。

Q7. 協力金の金額を教えてください。

1施設(店舗)あたり60万円です。

Q8. 申請できる施設(店舗)の数に上限はありますか

上限はありません。

Q9. 協力金はいつ支給されますか。

支給日は未定です。申請の受付開始日や申請書類等の詳細は, 要請期間終了日以降, 仙台市ホームページ等でお知らせいたします。

Q10. 従前から酒類を提供していない飲食店は, 協力金の対象となりますか。

酒類を提供していない飲食店は, 原則として時短営業要請の対象外となるため, 時短営業を行っても協力金の対象となりません。ただし, 風営法に基づく営業許可により営業されている接待を伴う飲食店は対象となります。

Q11. 従前から酒類を提供していないカラオケ店は, 協力金の対象となりますか。

酒類を提供していないカラオケ店は時短営業要請の対象外となるため, 時短営業を行っても協力金の対象となりません。

Q12. 店舗内の一部のスペースのみ時短営業を行い、それ以外は通常営業していた場合、協力金の対象となりますか。

時短要請の対象となる店舗で、酒類を提供する店舗内の一部のスペースのみ時短営業しても、時短営業要請に対応したことにならず、協力金の対象となりません。

Q13. イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストアは、協力金の対象となりますか。

イートインスペースがあるスーパーやコンビニエンスストアは、「酒類の提供（酒類を器に注いで提供）」にはあらず、時短営業要請の対象外となるため、時短営業を行っても協力金の対象となりません。

Q14. 時短営業要請の全期間について時短営業しないと協力金の対象となりませんか。

なりません。時短営業要請の全期間について時短営業した場合に協力金の対象となります。

Q15. 時短営業せず休業した場合、協力金の対象となりますか。

時短営業要請の対象となる店舗が、時短営業ではなく休業した場合も協力金の対象となります。

Q16. 午後9時まで営業している店舗が午後8時までの時短営業をした場合、協力金の対象となりますか。

通常、午後10時から午前5時の間に営業していない店舗は時短営業要請の対象外となるため、時短営業を行っても協力金の対象となりません。

Q17. 午後10時を超えて営業している店舗が、午後10時から午前5時までの間、テイクアウトやデリバリーのみ切り替えて営業する場合、協力金の対象になりますか。

時短要請の対象となる店舗で、午後10時から午前5時の間、店内営業を行っていないければ、テイクアウトやデリバリーを行っていても協力金の対象となります。

Q18. これまで酒類を提供している店舗が対象期間に酒類の提供を終日取り止め、午後10時までの時短営業をした場合、協力金の対象となりますか。

協力金の対象となります。

Q19. これまで酒類を提供している店舗が酒類の提供を終日取り止め、午後10時から午前5時までの間も営業を継続する場合、協力金の対象となりますか。

午前5時から午後10時までの間に営業時間を短縮していただく必要がありますので、酒類の提供のみ終日取り止めたとしても、協力金の対象とはなりません。

Q20. 午後10時を超えて酒類を提供している店舗が酒類の提供を午後10時までに短縮し、午後10時から午前5時までの間、酒類の提供を行わずに営業を継続する場合、協力金の対象となりますか。

午前5時から午後10時までの間に営業時間を短縮していただく必要がありますので、酒類の提供のみ午後10時までとしても、協力金の対象とはなりません。

Q21. 今回の時短要請以前より新型コロナウイルス感染症対策により、自主的に時短営業又は休業をしている場合は協力金の対象となりますか。

協力要請期間以前から、通常午後10時から翌朝5時を含む時間帯に営業していた実績があり、新型コロナウイルス感染症対策として現在時短営業又は休業している場合は対象となります。自主的な時短営業又は休業を告知したお知らせなど、以前午後10時から翌朝5時を含む時間帯に営業し、現在は時短営業又は休業していることを確認できるものを提出してください。なお、新型コロナウイルス感染症対策とは関係ない自主的な時短営業又は休業の場合は対象外となります。

Q22. 対象区域内で複数店舗を運営していますが、店舗の数だけ協力金が支給されますか。

対象区域内に複数店舗を有している場合、要請の対象となる全ての店舗について、時短営業にご協力をいただいた場合に限り、支給対象となります。その場合、店舗数に応じて協力金額を算定します。なお、申請に当たっては、時短営業した店舗を一括して申請していただく予定です。(Q特1参照)

Q23. 店舗を新たにオープンしたばかりですが、時短営業した場合、協力金の対象となりますか。

令和2年12月27日以前から時短営業要請の対象となる店舗をオープンしていて、午後10時から午前5時の間に営業していた実績がある場合、協力金の対象となります。

Q24. 午後10時までの時短営業とは、具体的にどのような状態のことをいいますか。

午後10時には閉店し、お客様がいない状態にあることをいいます。そのため、午後10時に閉店できるようラストオーダーの時間を早めに設定するなどの対応をお願いします。なお、テイクアウトやデリバリーのみ営業は可能です(Q17参照)

Q25. 時短営業要請に応じて午後10時までの時短営業をすることとしましたが、あわせて開店時間も早めることにしました。営業時間の長さは従来と変わらない場合でも協力金の対象となりますか。

(例：午後7時から午前0時⇒午後5時から午後10時など)

今回の要請は、午後10時から午前5時までの営業時間を短縮していただくことが目的です。よって、全体の営業時間を早い時間にシフトするなど、営業時間の長さは変えない場合でも、時短営業要請の対象となる店舗で午後10時から午前5時までの間に営業を行わなければ、協力金の対象となります。

Q26. 飲食店営業許可証の有効期限が切れているが申請できますか。

申請できません。

Q27. 飲食店営業許可証の有効期限が切れており、現在更新申請中だが、申請できますか。

要請期間中に営業可能であることが分かる許可証を入手して添付してください。

Q28. 営業にあたり風俗営業の許可も必要ですが、申請に許可証の添付は必要ですか。

必要です。

Q29. 飲食店営業許可証、風俗営業許可証の名義人と協力金の申請者が異なりますが、申請できますか。

営業許可証の他に両名義人の自筆のサイン又は記名・押印をした申立書(任意様式)を提出いただく予定です。ただし、新規の営業許可申請や登録事項の変更等、必要な届出をしていない場合は、必要な届出を行った上で、協力金の申請をしてください。

Q30. ひとつの施設(店舗)を共同経営しており、曜日・時間で屋号や業種を分けて営業していますが、それぞれ申請できますか

ひとつの施設(店舗)に対して1申請となるため、双方協議の上、どちらか一方の運営者が申請してください。

ただし、それぞれが個別に営業許可証を取得して、営業を行っている場合は、営業許可毎にそれぞれ申請が可能です。

Q31. 24時間営業の飲食店は、どうすれば協力金の対象となりますか

令和2年12月28日の午後10時から令和3年1月12日の午前5時までの期間、毎日(15営業日)午前5時から午後10時の範囲で営業を行っていただければ対象となります。

Q32. 協力金申請にあたって宮城県「新型コロナ対策実施中ポスター」はいつまでに
掲示が必要ですか。

入手に時間がかかるなどの理由から要請期間開始時までには掲示が間に合わなかった場合でも協力金の申請は可能ですが、早めの取得をお願いします。おそくとも申請時点において掲示されていることが条件となります。